

連動型地震の発生予測のための活断層調査研究

公 募 要 領

令和2年3月

文部科学省研究開発局

地震・防災研究課

目次

I. 公募課題について	1
1. 事業の目的	1
2. 事業の概要	1
(1) 対象とする取組	1
(2) 事業の枠組み	2
(3) 事業期間、課題規模及び採択数	3
(4) 経費	4
II. 応募について	4
1. 応募に必要な要件等	4
2. 応募対象機関	4
3. 申請者及び研究代表者	5
III. 審査・評価等について	5
1. 審査	5
(1) 審査方法	5
(2) 審査基準	6
(3) 選定結果の通知	6
2. 評価等	6
IV. 契約について	6
1. 契約締結	6
2. 知的財産権の取扱い	7
3. 取得資産等の取扱い	7
(1) 所有権	7
(2) 委託期間終了後の設備備品等の取扱い	7
(3) 委託業務の成果について	7
V. 進捗管理、事業の実施について	7
1. 進捗管理について	7
2. 委託業務の実施について	8
3. 研究費の適正な執行について	8
(1) 誓約書の提出等	8
(2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に 基づく体制整備について	8
(3) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に 基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について	9
(4) 繰越について	9
(5) 府省共通経費取扱区分表について	9
4. 研究活動における不正行為について	9
(1) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく 体制整備について	9
(2) 研究活動における不正行為に対する措置について	10
(3) 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について	11
(4) 関係法令等に違反した場合の措置	11
VI. 提案書の作成、提出等について	12
1. 参加表明書の提出	12
2. 企画提案書等の提出	12
3. e-Rad を利用した応募書類の作成・提出等	13
4. e-Rad 上の課題等の情報の取扱い	15

5. e-Rad からの内閣府への情報提供等	15
VII. その他	15
1. 説明会の開催日時及び開催場所	15
2. スケジュール	15
3. 研究設備・機器の共用促進に係る事項	16
4. 社会との対話・協働の推進について	16
5. 年度末までの研究期間の確保について	17
6. 研究者情報の researchmap への登録について	17
7. その他	17

I. 公募課題について

1. 事業の目的

地震調査研究推進本部（以下、「地震本部」という。）では活断層帯で発生する地震の発生確率や発生時の地震規模等を長期評価として公表している。内陸の浅い領域で発生する地震は震源が地表に近いことから、マグニチュード（M）7 に満たない地震でも大きな被害が発生し得る。一方で、内陸において複数の断層が連動するなどして同時に活動する断層の長さが75 km 以上になる場合には、発生する地震の規模はM8 以上となり甚大な被害が生じる可能性がある。国内に分布する長大な断層帯においては75 km 以上の断層が同時に活動する可能性が示されているものがあり、近代以降においても1891 年の濃尾地震（M8）の発生時には、直線的に分布する複数の断層をつなぐように約80 kmの地表地震断層が出現している。他方で、2014 年の長野県北部の地震（M6.7）や2016 年の熊本地震（M6.5, M7.3 など）のように、長大な断層帯ではその一部だけが活動して地震を発生させる場合もある。従って、内陸の長大な活断層帯で発生する地震は多様性を有すること、すなわち断層帯を構成する単位区間が独立して活動することによって発生するM7 クラスの地震と単位区間が連動して活動することによって発生するM8 クラスの地震（以下、「連動型巨大地震」という。）があることを踏まえて、それらが発生する場所、発生確率、発生時の地震規模等を把握することが、防災・減災の観点から極めて重要である。

地震本部の長期評価では、複数の単位区間が同時に活動した場合に想定される地震規模については、主に断層の長さや規模の関係式に基づいて評価されている。しかし、地震本部が令和元年に公表した「地震調査研究の推進について―地震に関する観測、測量、調査及び推進についての総合的かつ基本的な施策（第3期）―」（別添1）のなかで、「連動型地震の発生間隔及び発生確率の評価手法が確立されていない」ことが課題として挙げられているように、複数の単位区間が同時に活動して起こる地震の発生確率は評価されていない。前述のように、長大な活断層帯で発生する地震に備えるためには、そこで発生する多様な地震像の評価が求められる。そのためには、連動型巨大地震の発生確率を算出するための手法を早急に確立し、その発生可能性や発生確率の評価手法を開発する必要がある。

以上の背景から、内陸の活断層帯で発生する連動型巨大地震の発生可能性の評価手法や発生確率の算出手法を開発・実用化するため、「連動型地震の発生予測のための活断層調査研究」（以下、「本事業」という。）を実施する。

2. 事業の概要

（1）対象とする取組

地震本部では長期評価手法の高度化を図るため平成17年に「活断層評価手法等検討分科会」（以下、「検討分科会」という。）を設置し、その検討結果に基づいて平成22年に「活断層の長期評価手法（暫定版）」報告書（以下、「暫定版」という。別添2）を公表している。暫定版では、単位区間を組み合わせた活動範囲を設定することで、複数の単位区間が連動した場合の地震を評価する枠組みを設けた。複数の単位区間が同時に活動して発生する地震の平均活動間隔や過去の活動時期については、単位区間毎に評価された平均活動間隔および過去の活動時期を参考にして推定する手法が示されたが、過去に複数の単位区間が同時に活動したとみなす判断手法が具体的でないなど、実用性について検討の余地がある。他方で、検討分科会においては、平均変位速度分布、単位区間の三次元位置関係、地表トレース、クーロン応力変化（ ΔCFF ）、地質構造、微小地震活動などから活動範囲の関連度を定量化し、過去の活動や地震後経過率、平均変位速度と併せて連動可能性を定量的に評価することが検討された。これらの手法については、暫定版の公表時点では長期評価に用いることは困難であるとされたが、引き続き検討を進めることが望まれている。

本事業では上記のことを鑑み、国内における長大な断層帯を対象とした調査研究を通じて、複数の単位区間が同時に活動したことを判断する地震時変位量等の情報を取得し、連動型巨大地震の発生確率を算出する手法を考案するとともに、その実用性を検討可能なデータで提示する。同時に、地形・地質学的、地球物理学及び計算工学などの知見を融合して、活断層が連動して活動する条件を検討し、連動可能性の定量的な評価手法を提案する。以上に基づいて、内陸で発生する地震の長期予測手法の高度化を推進し、暫定版が示した長期評価手法の改善を目指す。

(留意事項)

1) 事業全般

代表機関は、事業1年目の開始(契約)直後に開催される地震本部地震調査委員会において研究計画等を説明し、活断層の調査手法の開発及び長期評価の効率化へ資するものになっているかという観点から研究の方向性について意見を伺った上で研究計画等に反映(※1)すること。また、3年目の年度末を目安に、地震本部地震調査委員会で調査結果を提示し、活断層帯から発生する連動型地震の発生予測手法を提案すること。(※2)

- (※1 公募の内容・条件及び企画提案内容、年度計画と大きく異なることを反映しようとするときは、文部科学省担当者に連絡の上、事前に計画変更手続きを行うことで承認を得ること。)
(※2 説明又は提案すべき委員会の場や日程については、文部科学省担当者と調整の上、決定する。)

2) 成果の公開について

本事業により得られた各種データについては、「地震・防災研究課の事業における観測データ等の公開のあり方について」(別添3)を参照の上、適切な形で公開を行うこと。なお、別添3に記載の「非公開とできる事由」にもとづきデータを非公開としたい場合には、成果報告書にその旨を明記することにより、各年度末から3年間を上限に非公開とできる。ただし、事前に文部科学省に別添3様式により了承を得ることとする。その後、公開できる状態になった際や、3年が経過した際には、速やかに成果報告書を差し替えるあるいは電子媒体化したものを別途添付し、データ公開を行うこと。

(2) 事業の枠組み

①代表機関

事業責任機関として、企画提案により設定される研究項目(以下、「研究項目」という。)を担当し、進捗管理を行う。なお、参加機関、協力機関がある場合は、その機関とともに研究項目を担当する。

また、研究項目間の連携の調整を実施するとともに、参加機関における取組の進捗状況を管理する等、事業全体の管理業務を行う。

②参加機関

代表機関からの必要に応じ、研究項目の分担責任を負う機関として、研究項目の進捗管理を行う。なお、協力機関がある場合は、その機関とともに研究項目を担当する。

③協力機関

代表機関あるいは参加機関からの必要に応じ、研究項目を実施する上で、代表機関または参加機関と連携協力する。

④研究代表者

本事業全体を効率的・効果的に運営するため、課題の進捗管理と研究項目間の調整を行う等、事業全体を統括し、指導・助言を行う。なお、研究代表者は代表機関から選出する。

⑤外部評価委員会

代表機関は、適切かつ効果的に調査研究を推進するため、複数分野の外部有識者のみで構成される外部評価委員会を設置する。本事業の代表機関、参加機関及び協力機関の研究者による研究計画やその実施状況、成果についての報告に基づき、外部有識者は事業の内容について改善に関する助言を行う。また、事業終了年度には、事後評価を実施する（評価については、Ⅲ. 2. 参照）。本委員会は年1回以上実施することとし、開催・運営等にかかる経費は本事業の予算より支出すること。なお、本委員会には文部科学省の期待する成果や得られた成果の活用方針、その他行政管理上の方針とルール等との整合性や解釈の提示の立場から担当者がオブザーバーとして参加する（文部科学省担当者分の旅費等は事業費に含まない。）。外部有識者の選定にあたっては、文部科学省の承認を得ること。また、利害関係者は任命しないこと。

⑥全体会議

代表機関は、必要に応じて、事業の取り組みの状況や進捗、実施する上での課題等について、代表機関、参加機関で意見の調整、方針や見解の統一等を図るため、全体会議を設置することができる。なお、全体会議を設置した場合で、文部科学省が全体会議の傍聴を希望したときは、その出席について承諾すること。

(3) 事業期間、課題規模及び採択数

事業期間：令和2年度～令和4年度（3カ年事業（予定））

ただし、国の財政事情等により事業期間を保証するものではない。なお、契約の締結は年度毎に行うものとする。

事業規模：各年度の計画額の上限は47,109千円とする。

上記の課題規模は、直接経費と一般管理費とで構成される。ただし、予算状況によっては、各年度の計画額の上限に変動が生じる可能性がある。

採択数：1件

(4) 経費

- ・申請内容の実施に必要な経費については、文部科学省から委託費として代表機関（Ⅱ. 2. 1）項参照）と契約することとする。
- ・申請できる経費は、事業計画の遂行に必要な以下の経費である。事業の趣旨・目的に沿って経費を使用するよう、留意すること。申請にあたっては、経費の使途の有効性を十分に検討し、計画に見合う適切な規模の所要経費を算出すること。事業を実施する上で直接必要となる経費（設備備品費、人件費、業務実施費）に使用できる。また、事業を実施する上で間接的に必要となる経費（事業の推進に資する研究部門に係る経費等を含む。）を、一般管理費として手当することを可能とする。なお、経費は、予算状況により変わる場合がある。
- ・経費の内訳については、直接経費は、「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領」（平成19年2月制定、平成30年12月改正）（別添4）（以下、「委託契約事務処理要領」という。）（会計処理関係）（主として第8）、（契約及び業務計画の変更等）

第9に留意しつつ、大項目・中項目一覧表（競争的研究費以外の場合）を、一般管理費は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）の別表1「間接経費の主な用途の例示」（別添5）を参考とすること。

II. 応募について

1. 応募に必要な要件等

- ①予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ②予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ③文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

2. 応募対象機関

応募は日本国内の以下の機関を対象とする。また、複数の機関により共同申請することができる。

- ・大学、大学共同利用機関法人
- ・国立研究開発法人、独立行政法人
- ・地方公共団体、地方独立行政法人
- ・公益社団法人、公益財団法人、一般財団法人、一般社団法人
- ・特定非営利活動法人
- ・その他法人格を有する者

共同申請に当たっては、1つの機関が代表機関となり、代表機関から再委託を受ける機関は参加機関（再委託機関）となる。代表機関等の詳細については以下の通り。

1) 代表機関

- ・文部科学省と直接委託契約を締結する。
- ・文部科学省から直接の受託者として、一切の契約責任を有する。採択された事業を実施するとともに、運営管理、財産管理等の管理を行う機関であり、必要に応じて参加機関との間において再委託契約を締結し、参加機関における取組の進捗状況及び取組に要する経費について管理・調整業務を行う。
- ・代表機関の所属員は、雇用関係のある研究者は業務参加者として、客員の教員・研究員や雇用関係のない学生等は業務協力者として、研究またはその業務の補助に従事する。

2) 参加機関（再委託機関）

- ・代表機関との間で再委託契約を締結して事業に参画し、課題を担当する（企画提案書にどの部分をどの機関に再委託をするのか示すこと。原則的に研究項目単位で再委託することが想定されるが、一つの研究項目を複数の機関で担当する場合は、その研究項目のどの部分を再委託するか明確にすること。）。
- ・参加機関の所属員は、雇用関係のある研究者は業務参加者として、客員の教員・研究員や雇用関係のない学生等は業務協力者として、研究またはその業務の補助に従事する。

3) 協力機関

- ・代表機関または参加機関との間で再委託契約を締結することは認められない。ただし、代表機関または参加機関より、研究項目実施に係る旅費・謝金の支給を次の業務の範囲内で可能とする。
- ・協力機関の所属員は、代表機関または参加機関の求めに応じ、当該機関の業務協力者として、専門知識の提供や助言等を行う。ただし、代表機関または参加機関が実施する研究を直接代理することはできない。(会議出席のほか、例えば、現地調査への同行と助言、試料・データ等の提供や解釈に関する助言や依頼を受けて再解析等をした結果の提供などは可能であるが、協力機関の所属員が主体となって業務を実施することはできない。)

3. 申請者及び研究代表者

本事業の課題への申請者は代表機関の長(法人の長または担当理事、学部長(学科長)、研究所長等(ただしこの場合、契約代表権を有する者の許諾を得ていること))とする。課題に参画する担当者のうち、代表機関に所属する者の中から、研究代表者を指定すること。

Ⅲ. 審査・評価等について

1. 審査

外部有識者からなる技術審査会(以下「審査会」という。)を文部科学省に設置する。審査会は、応募者から提出された企画提案書等に対し、別添6の審査要項に基づき審査を行う。審査に当たっては、応募者と利害関係のある委員は当該応募者が応募した研究課題の審査において、審査を行わないものとする。審査会での審査結果により採択候補を選定する。

(1) 審査方法

審査会における審査は、外部からの影響を排除し、応募された課題に含まれるアイデアやノウハウ等の情報管理を行う観点から非公開で行う。具体的な審査方法は下記の通り。

①書類審査

審査会において、提出された企画提案書等にて書類審査を実施する。

②面接審査

審査会において、書類審査によって選定された応募者等に対して、面接審査を実施する。なお、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

(2) 審査基準

企画提案書は、審査基準に基づき、総合的に審査を実施する。具体的審査基準については別添6を参照。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、速やかに全ての応募者に選定結果を通知する。

2. 評価等

本事業の最終年度に実施される最後の外部評価委員会にて、事業全般における取りまとめと事後評価について審議し、その結果について報告書を作成し、文部科学省へ提出する。提出先は企画提案書のそれと同様とする（VI. 2. ② 1）項参照）。

IV. 契約について

1. 契約締結

審査会による採択候補に課題が選定された場合は、委託契約事務処理要領（別添4）に基づいた委託契約を締結することとし、受託予定者と企画提案書等を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については別途、作成・提出された業務計画書の内容を勘案して決定するものとし、応募者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

※国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、受託予定者として選定されたとしても、契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分注意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

[契約締結に当たり必要となる書類]

選定の結果、受託予定者となった場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出いただく必要がある。事前に準備すること。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知すること。

- ・業務計画書（委託業務経費内訳を含む）
- ・再委託に係る委託業務経費内訳
- ・委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定、見積書など）
- ・銀行振込依頼書

2. 知的財産権の取扱い

下記の知的財産権については、研究成果の取扱いについて我が国産業の活力の再生を速やかに実現する事を目的としている「産業技術力強化法」（平成12年法律第44号）の適用により、委託契約書に基づき必要な確認書を提出することで、受託者である代表機関に権利がすべて帰属することとなる。再委託先である各参加機関への特許権等の知的財産権の帰属については、あらかじめ代表機関と各参加機関の間で取り決めて、「別添7：企画提案書等記述要領の様式6 実施体制について」中に記載すること。

- ・特許権、特許を受ける権利（特許法）
- ・実用新案権、実用新案登録を受ける権利（実用新案法）
- ・意匠権、意匠登録を受ける権利（意匠法）
- ・著作権（著作権法）
- ・回路配置利用権（半導体集積回路の回路配置に関する法律）
- ・育成者権、品種登録を受ける権利（種苗法）

- ・コンテンツ（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律）

ただし、代表機関は、文部科学省が、公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を許諾しなければならないこととする。

3. 取得資産等の取扱い

(1) 所有権

委託業務の実施過程において取得した資産（設備備品及び文部科学省が指定する試作品。以下「設備備品等」という。）の所有権は、「額の確定」後、文部科学省に移転することとなる。次年度以降も継続して当該委託業務に使用を希望する場合は、別途、物品無償貸付申請書により、文部科学省の承認を得る必要がある。

なお、資産については、受託者が文部科学省との契約条項に従って善良な管理を行うこととする。

(2) 委託期間終了後の設備備品等の取扱い

委託期間終了後における設備備品等の取扱いについては、別途文部科学省と協議することとする。

(3) 委託業務の成果について

経費が国の予算から支出されている観点から、委託業務の成果は原則公開することとする。

V. 進捗管理、事業の実施について

1. 進捗管理について

代表機関は、課題に係る毎年度の委託業務完了の翌日から 60 日を経過した日までに、文部科学省に成果報告書を提出する。文部科学省は、委託業務の進捗状況の確認を行う場合があり、そのため、関連する報告を求めるとともに、実施場所において実際の状況の確認を行うことがある。その結果、必要に応じて助言等を行うことがある。併せて、額の確定調査等、適宜経理面の確認も行う。なお、額の確定調査等にあたっては、説明のために概略ポンチ絵等の資料を作成すること。

2. 委託業務の実施について

①代表機関は、企画提案書に即した年次計画及びこれに対応した経費の積算（以下「計画書等」という。）を作成し、文部科学省に提出すること。なお、これらについては、調整の結果、修正を求めることがある。

②代表機関は、委託業務の実施に当たっては、計画書等を遵守すること。ただし、計画書等の遵守が不可能な場合、つまり計画書を変更せざるを得ない場合は、事前に文部科学省の承認を得ること。また、課題の進捗状況に応じて、初期の提案内容が基本的に変更にならない範囲で、文部科学省から内容についての指示があった場合は、適切に対応すること。

③代表機関は、外部評価委員会又は文部科学省から事業について改善の意見等があった場合は、当該意見等を踏まえて実施するよう留意すること。

- ④代表機関は、計画書等に基づき取組を実施するほか、毎年度、取組の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、文部科学省に提出すること。
- ⑤代表機関及び参加機関は、使用した機器や開発したシステムについて、事業期間終了後の活用方針について検討すること。
- ⑥科学技術政策上の課題解決のため、国から要請される改革事項について、代表機関に対応を求めることがある。

3. 研究費の適正な執行について

(1) 誓約書の提出等

- ①本事業に応募を希望する者は、企画提案書等の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- ②前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書等を無効とするものとする。
- ③前2項は、国立大学法人、国立研究開発法人、独立行政法人または地方公共団体には適用しない。

(2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

「活断層の評価に関する調査研究」（以下、「本制度」という。）の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日改正）^{*1}の内容について遵守する必要がある。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めること。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがある。

※1 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブサイトを参照のこと。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

(3) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本制度の応募に当たり、代表機関（研究代表者が所属する機関）では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を提出することが必要。（チェックリストの提出がない場合の応募は認められない。）

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、令和2年4月16日（木曜日）までに、研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、チェックリストが提出されていることが必要。ただし、令和2年4月以降、別途の機会でチェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はない。

チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省HPを参照のこと。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

※注意：なお、提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となる。登録には通常2週間程度を要するので、十分注意すること。e-Rad利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトを参照のこと。）

【URL】 <https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行うこと。

(4) 繰越について

事業の進捗に伴い、調査等に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画又は設計に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他明らかに代表機関または参加機関の責に帰さない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、財務大臣の承認を経て、最長翌年度末までの繰越を認める場合がある。

(5) 経費の取扱区分について

本制度では、委託契約事務処理要領「大項目・中項目一覧表（競争的研究費以外の場合）」に基づき、費目構成を設定しているため、経費の取扱については、直接経費は、委託契約事務処理要領（会計処理関係）（主として第8）、（契約及び業務計画の変更等）第9に留意しつつ、大項目・中項目一覧表（競争的研究費以外の場合）を、一般管理費は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）の別表1「間接経費の主な使途の例示」（別添5）を参照のこと。

4. 研究活動における不正行為について

(1) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本制度への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）^{*1}を遵守することが求められる。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがある。

※1 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイト参照のこと。

【URL】 https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(2) 研究活動における不正行為に対する措置について

本制度において、研究活動における不正行為があった場合、ガイドラインを準用し以下のとおり厳格に対応する。

(i) 契約の解除等の措置

本制度の研究課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、不正行為の悪質性等を考慮しつつ委託費の全部又は一部の返還を求める。また、次年度以降の契約についても締結しないことがある。

(ii) 申請及び参加資格制限の措置

本制度による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本制度への申請及び参加資格の制限措置を講じる。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度（以下「他府省関連の競争的資金制度」という。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合がある。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間 (不正が認定された年度の翌年度から※)	
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く特定不正行為に関与した者		2～3年	
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

※特定不正行為等が認定された当該年度についても、参加資格を制限する。

(iii) 競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置
文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本制度への申請及び参加資格を制限する。

(iv) 不正事案の公表について

本制度において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省において原則公表する。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされているので、各機関において適切に対応すること。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

(3) 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本制度への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講すること。

提案した研究課題が採択された後、交付申請手続きの中で、研究代表者は、本制度への研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要である。（別添8）

(4) 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがある。

【関係法令・指針等に違反する行為等の主な例】

本公募事業が公的研究費を投じて実施される研究活動であることを踏まえ、特に以下に留意して研究を実施すること。

- 公会計に関する法令・規則・指針等に反する行為
- 公的研究費、研究活動における不正、研究開発評価など研究活動に関する指針等に反する行為
- 適正な科学技術の発展を阻害する、生命倫理・安全対策や核物質・放射性物質等の規制に関する法令・指針等に反する行為
- 適正な社会経済の発展を阻害する、安全保障貿易管理（※）、知的財産権保護、天然資源・鉱物等その他開発管理に関する法令・指針等に反する行為
- 上記のほか、法令で定められる罰則が適用される行為

※安全保障貿易管理の詳細については、参考資料「別添9：安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)」を参照ください。

VI. 提案書の作成、提出等について

1. 参加表明書の提出

①企画提案書等の提出予定者を把握するため、参加を希望する者は、下記の2. ②の担当まで電子メールにより参加表明書を提出すること。複数の者が共同で申し込む場合は、そのうちの1者を代表者として申し込むこととする。参加表明書の書式は（別添7：企画提案書等記述要領の様式1）とする。なお、参加表明書が未提出の場合又は期限が過ぎていた場合は、企画提案書等を提出しても無効になるので、注意すること。

②提出期限

令和2年4月9日（木曜日）12時（必着）

2. 企画提案書等の提出

①府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を用いた提出

本事業は「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」対象事業であり、e-Radを用いて公募情報を公開しているため、応募者は、「V. 進捗管理、事業の実施について」3.（3）で示された応募情報を、令和2年4月16日（木曜日）17時までにe-Rad上で提出すること。なお、詳細については下記3.～5.を参照すること。

②企画提案書等の提出

企画提案書等については、下記の方法で提出すること。

1) 企画提案書等の提出場所、企画競争の内容を示す場所並びに問い合わせ先
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 中央合同庁舎7号館18階
文部科学省研究開発局地震・防災研究課 担当 大上、一條、工藤
電話：03-5253-4111（代）（内線4442、4440、4435）
電子メール：jishin-pc@mext.go.jp

2) 企画提案書等の提出方法等

- i) 用紙サイズはA4縦判、横書きとする。
- ii) 必要な書式および記述方法は、本事業の企画提案書等記述要領（別添7）を参照のこと。
- iii) 提出方法は、電子データ形式で提出すること。
- iv) その他
企画提案書等は、日本語及び日本国通貨で記述すること。また、電子データのファイル形式は、一太郎 Ver. 9 以降又は Word97 以降とする。

3) 提出書類

- i) 応募書類（別添7 様式2）
- ii) 提案概要書（別添7 様式3）
- iii) 企画提案書等（別添7 様式4、様式5、様式6、様式7、様式8、様式9、様式10、様式11）
- iv) その他必要と思われる資料

※各種情報についてはe-Radへの入力を基本とし、入力できなかった情報を書類にて提出するこ

と。ただし、e-Rad へ入力した項目についてはその旨を記載した書類を提出すること。

4) 企画提案書等の提出期限等

提出期限：令和2年4月16日（木曜日）17時必着

提出先：上記1）に示すメールアドレス

5) その他

企画提案書等の作成費用等については、選定結果に拘わらず応募者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。なお、提出された書類の差し替え及び再提出も認めない。

3. e-Rad を利用した応募書類の作成・提出等について

○府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス（応募受付→採択→採択課題の管理→研究成果・会計実績報告の登録受付等）をオンライン化する府省横断的なシステムである。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electronic（電子）の頭文字を冠したものである。

○e-Rad を利用した応募方法

本制度への応募は e-Rad を通じて行うこと。応募の流れについては、別添 10 を参照すること。また、応募の際は、特に以下の点に注意すること。

(i) e-Rad 使用にあたる事前登録

e-Rad の使用にあたっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要となる。

①研究機関の登録

応募時までに e-Rad に研究機関が登録されていることが必要となる。

研究機関で1名、e-Rad に関する事務代表者を決め、e-Rad ポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）から研究機関登録申請の様式をダウンロードして、郵送で申請を行うこと。登録までに日数を要する場合があるので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをすること。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はない。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はない。

②研究者情報の登録

研究機関は所属する研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを発行することが必要となる。

研究者情報の登録方法は、ポータルサイトに掲載されている研究機関事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照すること。

(ii) e-Rad での応募

研究者による e-Rad での応募に当たっては、ポータルサイトに掲載されている研究者用マニュアルを参照すること。

<注意事項>

- ①応募申請に当たっては、応募情報の Web 入力と申請様式の添付が必要である。アップロードできる申請様式の電子媒体は1ファイルで、最大容量は10MBである。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意すること。やむを得ず上限値を超える場合は、ファイルを分割して送付すること。
- ②作成した申請様式ファイルは、PDF形式でのみアップロード可能である。e-Radには、WORDや一太郎ファイルのPDF変換機能がある。また、PCで利用できるPDF変換ソフトのダウンロードも可能である。PDF変換に当たって、これらの機能・ソフトの使用は必須ではないが、使用する場合は、使用方法や注意事項について、必ず研究者用マニュアルを参照すること。
- ③提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関処理中」または「受理済」となっていない申請は無効となる。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認すること。提出締切日時までに研究者による応募申請の提出が行われたにもかかわらず、これらのステータスにならなかった場合は、03-6734-4014（内線4014）まで連絡すること。

(iii) その他

応募書類に不備等がある場合は、審査対象とはならないので、公募要領及び応募書類作成要領を熟読のうえ、注意して記入すること。（応募書類のフォーマットは変更しないこと。）応募書類の差し替えは認めない。また、応募書類は返却しない。

○その他

(i) e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト (<https://www.e-rad.go.jp/>) から参照またはダウンロードすることができる。利用規約に同意の上、応募すること。

(ii) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の操作方法に関する問い合わせ先

事業そのものに関する問い合わせは03-6734-4014（内線4014）にて受け付ける。e-Radの操作方法に関する問合せは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付ける。e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、問い合わせること。なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できない。

制度・事業に関する問い合わせ及び応募書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	VI. 2. ②. 1) のとおり	VI. 2. ②. 1) のとおり
e-Rad の操作方法に関する問合せ	e-Rad ヘルプデスク	0570-066-877(ナビダイヤル) 午前9:00～午後6:00※土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く

e-Rad ポータルサイト：<https://www.e-rad.go.jp/>

(iii) e-Rad の利用可能時間帯

原則として24時間365日稼働しているが、システムメンテナンスのため、サービスを停止することがある。サービス停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめ告知する。

4. e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（研究課題名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年法律第 42 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取り扱う。

5. e-Rad からの内閣府への情報提供等について

第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月閣議決定）においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、e-Rad への登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用される。これを受けて、CSTI 及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績の e-Rad での登録を徹底することとしている。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報について、e-Rad での入力をお願いする。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることになる。

Ⅶ. その他

1. 説明会の開催日時及び開催場所

開催日時：令和 2 年 4 月 2 日（木曜日）15 時 30 分より

開催場所：文部科学省 18F 研究開発局 1 会議室

東京都千代田区霞が関 3-2-2 中央合同庁舎 7 号館

2. スケジュール

- ①公募開始：令和 2 年 3 月 26 日（木曜日）
- ②参加表明書の提出：令和 2 年 4 月 9 日（木曜日） 12 時必着
- ③公募締切：令和 2 年 4 月 16 日（木曜日） 17 時必着
- ④審査：令和 2 年 4 月 23 日（木曜日）
- ⑤業務計画書等の提出：選定後、速やかに提出すること。
- ⑥業務期間：契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日までを予定。

※契約書締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書等作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

<問い合わせ先>

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2 中央合同庁舎 7 号館 18 階

文部科学省研究開発局地震・防災研究課 担当 大上、一條、工藤
電話：03-5253-4111（代）（内線 4442、4440、4136）
電子メール：jishin-pc@mext. go. jp

※応募者等からの問い合わせ・相談等は、ホームページ等を通じて等しく周知する。

3. 研究設備・機器の共用促進に係る事項

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされている。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成 27 年 11 月 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」（以下、「機器共用システム」という。）を運用することが求められている。

これらを踏まえ、本制度により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用などに積極的に取り組むこと。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた機器等の使用とのバランスを取る必要に留意すること。

ただし、本制度で購入する研究設備・機器については、取得後に文部科学省に対し、その所有権を移転しなければならないことから、区分所有権が発生する他の資金との合算による購入をしてはならないことに十分留意すること。

- 「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成 27 年 11 月 25 日 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）

https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216_01_1.pdf

- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

4. 社会との対話・協働の推進について

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）（平成 22 年 6 月 19 日 科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、本公募に採択され、1 件当たり年間 3000 万円以上の公的研究費（競争的資金またはプロジェクト研究資金）の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」により、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされている。また、これに加えて、第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）においては、科学技術と社会とを相対するものとして位置付ける従来型の関係を、研究者、国民、メディア、産業界、政策形成者といった様々なステークホルダーによる対話・協働、すなわち「共創」を推進するための関係に深化させることが求められている。これらの観

点から、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取組み、多様なステークホルダー間の対話・協働を推進するための取組みが求められている。このことを踏まえ、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の本活動について、積極的に取り組むようお願いする。

(参考) 「国民との科学・技術対話」の推進について (基本的取組方針)

<https://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

(参考) 「第5期科学技術基本計画」

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf>

5. 年度末までの研究期間の確保について

研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、本事業においては、以下のとおり対応する。

- (1) 研究機関及び研究者は、事業完了後、速やかに成果物として事業完了届を提出することとし、文部科学省研究開発局においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
- (2) 委託業務実績報告書の提出期限を4月10日とする。(ただし、当該期日が週休日または休日にあたる場合はその前日とする。)
- (3) 委託業務成果報告書の提出期限を5月30日とする。(ただし、当該期日が週休日または休日にあたる場合はその前日とする。)

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めること。

6. 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできる。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなる。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されているので、本事業実施者は、researchmap に登録するよう、協力をお願いする。

7. その他

- ・事業実施に当たっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。
- ・その他、この公募要領及び委託契約事務処理要領に記載されていない事項または疑義が生じた場合は、文部科学省と適宜適切に協議するものとする。
- ・また、本委託業務の実施にあたっては、「立川断層帯における重点的な調査観測事業」における問題の調査結果及びこれに対する改善事項(文部科学省研究開発局 平成25年6月7日)(別添11) (https://warp.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b_menu/houdou/25/06/attach/1336041.htm) を踏まえること。